メフェンテルミン
メソカルブ
メタンフェタミン（d体）
p―メチルアンフェタミン
モダフィニル
ノルフェンフルラミン
フェンジメトラジン
フェンテルミン
プレニラミン
プロリンタン
この(a)に明示的に規定されていない興奮剤は、特定物質である。
特定興奮剤（少なくとも次のものを含む。）(b)
一・三―ジメチルブチルアミン
四―メチルヘキサン―二―アミン（メチルヘキサンアミン）
ベンズフェタミン
カチン（注2）
カチノン及びその類似体（例えば、メフェドロン、メテドロン、アルファ―ピロリジノバレロフェノン）
ジメチルアンフェタミン
エフェドリン（注3）
エピネフリン（注4）（アドレナリン）
エタミバン
エチルアンフェタミン
エチレフリン
ファンプロファゾン
フェンブトラザート
フェンカンファミン
ヘプタミノール
ヒドロキシアンフェタミン（パラヒドロキシアンフェタミン）
イソメテプテン
レブメタンフェタミン
メクロフェノキサート
メチレンジオキシメタンフェタミン
メチルエフェドリン（注3）
メチルフェニデート
ニケタミド
ノルフェネフリン
オクトパミン
オキシロフリン（メチルシネフリン）
ペモリン
ペンテトラゾール
フェネチルアミン及びその誘導体
フェンメトラジン
フェンプロメタミン
プロピルヘキセドリン
プソイドエフェドリン（注5）
セレギリン
シブトラミン
ストリキニーネ
テナムフェタミン（メチレンジオキシアンフェタミン）
ツアミノヘプタン
類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質
ただし、クロニジン並びに二千十八年の監視プログラムに掲げる局所又は眼に使用するイミダゾール誘導体及びその興奮剤を除く。
注1　ブプロピオン、カフェイン、ニコチン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドール及びシネフリンは、二千十八年の監視プログラムに掲げる物質であり、禁止される物質とはみなさない。
注2　カチンは、尿中の濃度が一ミリリットルにつき五マイクログラムを超える場合には、禁止する。
注3　エフェドリン及びメチルエフェドリンは、それぞれの尿中の濃度が一ミリリットルにつき十マイクログラムを超える場合には、禁止する。
注4　エピネフリン（アドレナリン）は、局所（例えば、鼻、眼）への投与又は局所麻酔薬との併用は、禁止しない。
注5　プソイドエフェドリンは、尿中の濃度が一ミリリットルにつき百五十マイクログラムを超える場合には、禁止する。

S7　麻薬

次の麻薬は、禁止する。
ブプレノルフィン
デキストロモラミド
ジアモルヒネ（ヘロイン）
フェンタニル及びその誘導体
ヒドロモルホン
メサドン
モルヒネ
ニコモルフィン
オキシコドン
オキシモルホン
ペンタゾシン
ペチジン

S8　カンナビノイド

次のカンナビノイドは、禁止する。
天然カンナビノイド（例えば、大麻、ハシシュ、マリファナ）
合成カンナビノイド（例えば、デルタ九―テトラヒドロカンナビノール（ＴＨＣ）、他のカンナビノイド模倣物質）
ただし、カンナビジオールを除く。

S9　糖質コルチコイド

全ての糖質コルチコイドは、経口使用、静脈内投与、筋肉内投与又は経直腸使用の場合には、禁止する（少なくとも次のものを含む。）。
ベタメタゾン
ブデソニド
コルチゾン
デフラザコート
デキサメタゾン
フルチカゾン
ヒドロコルチゾン
メチルプレドニゾロン
プレドニゾロン